

平成25年度 定期健康診断有所見率の改善に向けた取組計画（例）

1 定期健康診断有所見率に関する改善目標

（1）定期健康診断全体の有所見率について

平成22年度○%、平成23年度△%、平成24年度□%であったことから、下記2の各種取組事項を実施し、平成25年度における定期健康診断有所見率を●%に改善することを目指す。

（2）脳・心臓疾患に関係する主な検査項目の有所見率について

- ① 血圧検査の有所見率：平成22年度○%、平成23年度△%、平成24年度□%であったことから、平成25年度における有所見率を●%に改善することを目指す。
- ② 肝機能検査…
- ③ 血中脂質検査…
- ④ 血糖検査…
- ⑤ 尿中の糖検査…
- ⑥ 心電図検査…

2 定期健康診断有所見率の改善に向けた取組事項

（1）定期健康診断実施後の措置

定期健康診断の結果が明らかになる平成25年○月に、産業医から、有所見者全員を対象として就業上の措置に関する意見を聴取し、聴取後は速やかに具体的な措置の内容を工場長と協議の上、実施する。

（2）定期健康診断の結果の労働者への通知等

定期健康診断の結果が明らかになる平成25年○月に、全労働者を対象として定期健康診断の結果について文書交付するとともに、社内の電子メールにて、保健指導等において示された各労働者自身が取り組むべき事項を着実に実施するよう指導する。

(3) 定期健康診断の結果に基づく保健指導

平成25年〇月に、産業医が有所見者全員を対象として、有所見の改善に向けた食生活等の改善指導、健康管理に関する情報の提供を重点とした保健指導を行う。

(4) 健康教育・健康相談

平成25年〇月及び〇月に、所見のない者を含む全労働者を対象として、脳・心臓疾患関係の主な検査項目が有所見とならないための措置を重点とした健康教育を行う。また、全労働者が順次年1回以上相談を受けることができるよう、毎月、健康相談の日を設定し、労働者自身の取組状況の把握、指導等を行う。

(5) 保健指導等の実施後の労働者の取組状況の把握及び指導

保健指導等の実施後、△か月経過後及び〇か月経過後、社内の電子メールにて、全労働者に対して取組状況のアンケート調査を行うとともに、取組状況が不十分な労働者に対しては(4)の健康相談により指導を行う。

(6) 毎月の取組

毎月、産業医が職場巡視を行う日に、定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組の実施状況の確認、健康教育、健康相談を行う。

(7) 全国労働衛生週間等における取組

全国労働衛生週間(10月1日～10月7日)及びその準備期間(9月中)において、社内誌の発行、講演会の開催、電子メール等による労働者への啓発活動を行う。

3 取組の評価方法等

平成25年度の定期健康診断の結果が明らかになった時期に、個々の労働者を対象として、健康診断結果、保健指導等の内容、労働者自身の取組状況等に関する評価を行い、今後の課題等について検討する。

また、これらの結果を踏まえ、事業場全体の評価、今後充実強化すべき事項等を取りまとめ、安全衛生委員会において調査審議し、平成26年度の計画に反映させる。

平成25年3月××日策定